

飯塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第2号

飯塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第4条 前条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 飯塚市立学校管理規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第20号)第29条第2項に規定する学校関係者評価に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第4条 前条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 飯塚市立学校管理規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第20号)第30条第2項に規定する学校関係者評価に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。